

令和2年第10回南島原市教育委員会定例会

日時 令和2年10月29日(木) 午後2時
場所 南有馬庁舎 3階大会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第49号 南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する告示について

報告第7号 南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付要綱の制定について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

令和2年第10回南島原市教育委員会定例会教育長報告

○令和2年9月の諸会議並びに諸行事

- 29日(火) 13:30 令和2年第9回教育委員会定例会(南有馬庁舎)
15:00 令和2年第1回総合教育会議(南有馬庁舎)
- 30日(水) 10:00 地区別教育長・校長合同研修会(大村市)

○令和2年10月の諸会議並びに諸行事

- 1日(木) 10:00 令和2年度第2回奨学資金貸付審議会(南有馬庁舎)
13:30 市校長会第5回研修会(コレジオホール)
- 2日(金) 13:30 令和2年度政策評価会議市長ヒアリング(西有家庁舎)
13:45 学校訪問(西有家中学校)
- 6日(火) 10:00 令和2年第3回市議会(閉会、委員長報告、採決)(有家庁舎)
19:30 原城マラソン大会実行委員会(南有馬庁舎)
- 8日(木) 15:00 学校施設跡地利活用検討委員会(西有家庁舎)
- 9日(金) 13:30 口之津歴史民俗資料館企画展観覧(口之津歴史民俗資料館)
- 12日(月) 9:30 市部局長会議・行政改革推進本部会議(西有家庁舎)
13:30 市教頭会第5回研修会(コレジオホール)
- 14日(水) 14:30 写真家「池田 勉」氏写真展画集寄贈(南有馬庁舎)
- 18日(日) 10:00 市表彰式(コレジオホール)
- 19日(月) 9:20 校長中間面談(～20日)(南有馬庁舎)
- 26日(月) 9:00 有家ブロック統合校訪問(有家小学校、新切小学校)
13:45 学校訪問(布津小学校)
- 27日(火) 11:00 有家ブロック統合校訪問(蒲河小学校)

議案第49号

南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する告示について

提案理由

年度途中で中学校が定める自転車通学区域の見直し並びに自転車通学区域への転居及び転入等が想定されるため、中学校入学時の保護者の負担軽減に限定することなく、自転車通学生徒に必要なヘルメットの購入の負担軽減を可能とするため、所要の改正を行うもの。

令和2年10月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する告示
南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱（平成23年南島原市告示第
45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校入学時の保護者」を「保護者」に改める。

附 則

この告示は、令和2年10月30日から施行する。

南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市は、市立中学校における自転車通学生徒の交通安全対策及び<u>保護者の負担</u>の軽減を図るため、市立中学校が定める自転車通学区域の生徒で自転車で通学するもの（以下「自転車通学生徒」という。）の保護者に対し、自転車通学用ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市は、市立中学校における自転車通学生徒の交通安全対策及び<u>中学校入学時の保護者の負担</u>の軽減を図るため、市立中学校が定める自転車通学区域の生徒で自転車で通学するもの（以下「自転車通学生徒」という。）の保護者に対し、自転車通学用ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。</p>

○南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱

平成23年4月1日告示第45号

南島原市立中学校自転車通学用ヘルメット購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市立中学校における自転車通学生徒の交通安全対策及び保護者の負担の軽減を図るため、市立中学校が定める自転車通学区域の生徒で自転車で通学するもの（以下「自転車通学生徒」という。）の保護者に対し、自転車通学用ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、自転車通学生徒の保護者で、自転車通学用のヘルメットを購入した場合に要する費用を負担するものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自転車通学用のヘルメットを購入した場合に要する費用とし、補助率は、補助対象経費の2分の1とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 補助の対象となるヘルメットの個数は、自転車通学生徒1人につき1個とする。

(ヘルメット購入届)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、自転車通学用ヘルメット購入届（様式第1号）により学校長へ届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 学校長は、前条の規定により提出された自転車通学用ヘルメット購入届を取りまとめ、規則第4条の規定による申請書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 自転車通学用ヘルメット購入補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 自転車通学用ヘルメット購入補助事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 自転車通学用ヘルメット購入補助対象者名簿（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、前条に規定する書類の審査を行い、交付の可否を決定する。

(申請事項の変更等の承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、その申請内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、規則第11条の規定により補助事業等変更中止（廃止）報告書に、変更しようとする事項に係る第5条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 学校長は、補助事業完了後、規則第13条の規定による実績報告書に次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 自転車通学用ヘルメット購入補助事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 自転車通学用ヘルメット購入補助事業収支精算書（様式第6号）
- (3) 自転車通学用ヘルメット購入補助金交付者名簿（様式第7号）

- (4) ヘルメット購入に係る領収書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

南島原市立 中学校長 様

保護者住所

氏名

㊦

電話

年度 自転車通学用ヘルメット購入届

年度における中学校自転車通学用ヘルメットについて、下記のとおり購入したいので、お届けします。

また、自転車通学用ヘルメット購入補助金に関する請求・受領代金の支払い及び返納に関する一切の権限を学校長に委任します。

記

生徒	住 所			
	校名及び学年	南島原市立	中学校	第 学年 (組)
	生徒氏名		保護者との続柄	
自治会名	自治会			
ヘルメット購入金額	円	交付申請額	円	
備 考				

様式第2号 (第5条関係)

年度 自転車通学用ヘルメット購入補助事業計画書

南島原市立
校長

中学校

1. 事業の目的

2. 事業の内容

3. 補助金額の算出

4. その他

様式第3号 (第5条関係)

年度 自転車通学用ヘルメット購入補助事業収支予算書

南島原市立 中学校
校長

1. 総括表

区 分	金 額	備 考
収 入 金 額	円	
支 出 金 額	円	
差 引	円	

2. 収入の部

区 分	金 額	備 考
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

3. 支出の部

区 分	金 額	備 考
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

様式第5号 (第8条関係)

年度 自転車通学用ヘルメット購入補助事業実績報告書

南島原市立 中学校
校長

1. 事業の成果

2. 事業の内容

3. 補助金額の算出

4. その他

様式第6号 (第8条関係)

年度 自転車通学用ヘルメット購入補助事業収支精算書

南島原市立 中学校
校長

1. 総括表

区 分	金 額	備 考
収 入 金 額	円	
支 出 金 額	円	
差 引	円	

2. 収入の部

区 分	金 額	備 考
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

3. 支出の部

区 分	金 額	備 考
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

報告第7号

南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付要綱の制定について

提案理由

学校が修学旅行を中止又は実施方法の変更をした場合に発生する取消料等を市が補助することについて必要な事項を定めたので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和2年10月29日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、南島原市立小・中学校（以下「学校」という。）において、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて、校長が修学旅行を中止又は実施方法の変更をした場合に発生する取消料等（以下「取消料等」という。）について、児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）の経済的負担の軽減を図り、適切な修学旅行の中止又は実施方法の変更を促進し、もって、児童生徒等の健康の保持に資することを目的に、保護者に対し、予算の定めるところにより、南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「修学旅行」とは、令和2年度に実施を予定している南島原市立小・中学校管理規則（平成18年南島原市教育委員会規則第8号）第7条第1項の修学旅行とし、交通費、宿泊費等の経費の全額を保護者が負担することにより行う旅行をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により、市教育委員会の指導又は助言に沿って行われた修学旅行の中止又は実施方法の変更に伴い発生する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宿泊施設、見学施設、貸切りバス等の取消料
- (2) 旅行企画料
- (3) その他市長が認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費相当額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該補助対象経費の額が予算の範囲を超える場合にあっては、予算の範囲内の額とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、修学旅行の中止又は実施方法の変更に係る取消料等を負担する保護者とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付申請書（様式第1号）を児童生徒が在籍する南島原市立小・中学校の校長を経由し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、申請者の委任がある場合は、児童生徒が在籍する南島原市立小・中学校の校長が代理して当該校分を一括して申請することができる。この場合にあっては、前項に規定する申請書に、南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付申請について（様式第2号）及び必要書類を添付しなければならない。

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付・却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（手続の特例）

第8条 規則第21条の規定により、規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、省略するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月9日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

年 月 日

南島原市長 様

申請者（保護者）

住 所.....

氏 名.....⑩

南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付申請書

南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付要綱第6条第1項の規定により、補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校名 南島原市立.....学校
- 3 学年等年.....組
- 4 修学旅行の中止又は実施方法の変更による取消料等の金額
.....円
- 5 補助金額円

委 任 状

私は、南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金について、南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付要綱に基づく交付申請から受領までに係る一切の権限を

.....学校 校長.....に委任します。

年 月 日

住 所.....

氏 名.....⑩

年 月 日

南島原市長 様

学校名
校長

印

南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付申請について

このことについて、次の表に掲げる者の取消料等を南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、申請いたします。

	保護者氏名 (児童生徒氏名)	住 所	学年等	取消料等	補助金額
1	()		年 組	円	円
2	()		年 組	円	円
3	()		年 組	円	円
4	()		年 組	円	円
5	()		年 組	円	円
6	()		年 組	円	円
7	()		年 組	円	円
8	()		年 組	円	円
9	()		年 組	円	円
10	()		年 組	円	円
合 計			人	円	円

第 号
年 月 日

様

南島原市長

印

南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の促進に伴う
取消料等補助金交付・却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南島原市立小・中学校における
修学旅行の適切な実施等の促進に伴う取消料等補助金の交付について、下記の
とおり決定したので南島原市立小・中学校における修学旅行の適切な実施等の
促進に伴う取消料等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 承認 ・ 却下
(却下の理由)

2 交付決定額 円